

(案) 令和6年度香川県家畜人工授精師養成講習会開催要領

香川県家畜人工授精師養成講習会規則(昭和62年香川県規則第21号)第2条第1項の規定により、下記のとおり講習会を開催する。

記

- 1 家畜の種類
牛
- 2 講習会の種類
家畜人工授精に関する講習会
- 3 開催時期
 - 1) 学 科 : 令和6年7月31日(水曜日)～8月20日(火曜日)
実 習 : 令和6年8月21日(水曜日)～9月3日(火曜日)
※ただし、学科及び実習ともに、土曜日、日曜日、祝日、8月13日、14日、15日、16日は休講とする。
 - 2) 修業試験 : 令和6年9月4日(水曜日)
- 4 開催場所
 - 1) 学 科 : 香川県立農業大学校(香川県仲多度郡琴平町榎井34-3)
実 習 : 香川県畜産試験場(香川県木田郡三木町大字下高岡2706) 他
 - 2) 修業試験 : 香川県畜産試験場(香川県木田郡三木町大字下高岡2706)
- 5 講習科目及び講習時間
別表第1のとおり
- 6 受講資格
香川県内居住者であり、家畜人工授精師免許取得後、家畜人工授精の業務に従事する見込みの者
- 7 定員
20名以内
受講希望者が定員を上回った場合は、選考により受講者を決定する。
※選考方法は原則先着順とし、定員に達し次第募集を締め切ります。応募状況により受付期間内であっても、受講できない場合がありますので、受講申し込み前に必ず香川県農政水産部畜産課生産流通グループ(087-832-3427)までお問い合わせください。

8 受講申込方法

1) 窓口持参、郵送の場合

令和6年5月29日（水曜日）までに、家畜人工授精師養成講習会受講申込書（第1号様式）に、必要書類を添付するとともに、講習会手数料に相当する香川県証紙を貼付し、「3) 受講申込書等の提出先」の香川県農政水産部畜産課に提出すること。なお、郵送による場合は、令和6年5月29日（水曜日）必着とする。

2) 香川県電子申請・届出システムの場合

令和6年5月29日（水曜日）までに、「香川県電子申請・届出システム」から、家畜人工授精師養成講習会の受講申込をすること。

下記のURLまたはQRコードより申し込み可能です。

URL: (https://apply.e-tumo.jp/pref-kagawa-u/offer/offerList_detail?tempSeq=5088)



3) 提出書類

(1) 家畜人工授精師養成講習会受講申込書（第1号様式）

(2) 履歴書（第2号様式）

(3) 家畜人工授精師養成講習会テキスト購入希望調査票

※講習会では、一般社団法人日本家畜人工授精師協会発行の「家畜人工授精講習会テキスト 家畜人工授精編」を使用するので、購入希望の有無を記載すること。

(4) 家畜人工授精師養成講習会受講等免除申請書（第5号様式）

(5) 学科目取得証明書（第6号様式）

(6) 牛以外の家畜人工授精師講習会の修業試験に合格している者にあつては、当該修業試験合格証明書の写し又は家畜人工授精師免許証の写し

※家畜改良増殖法施行規則（昭和25年農林省令第96号）第24条の2に規定する大学において受講免除科目を修めた者等にあつては、別表第2を参考に、免除申請書等を提出すること。

必須書類： (1)、(2)、(3)

該当者のみ： (4)、(5)、(6)

4) 講習会手数料

18,000円（香川県証紙）

※「香川県電子申請・届出システム」での申請の場合、キャッシュレス決済となります。利用可能な決済手段は、クレジットカード（Visa、Mastercard、JCB、AmericanExpress、DinersClub）、PayPay、d払い、auPAYです。

※講習会テキスト代等は別途実費負担とする。

5) 受講申込書等の提出先

香川県農政水産部畜産課生産流通グループ

〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号 TEL：087-832-3427

9 受講者の決定

受講者を決定したときは、その旨を本人に文書またはメールで通知する。

10 修業試験

家畜人工授精師となるのに必要な知識及び技能を有するかどうかを判定することを目的とし、筆記試験及び実地試験（口述）により実施する。

受験資格：

- 1) 学科受講時間は、別表第1の（一）に掲げる科目を55時間（受講免除者及び牛以外の家畜についての講習会の修業試験に合格している者（以下「免除者」という。）にあっては、その免除科目を除き80%）以上受講していること。
- 2) 実習受講時間は、別表第1の（二）に掲げる科目を60時間（免除者にあっては、その免除科目を除き80%）以上受講していること。

11 その他

1) この要領に定めるもののほか、「香川県家畜人工授精師養成講習会規則」（昭和62年規則第21号）、「家畜改良増殖法」（昭和25年法律第209号）、「家畜改良増殖法施行規則」（昭和25年農林省令第96号）、「家畜人工授精及び家畜受精卵移植に関する講習会の運営について」（平成4年11月19日4畜A第2651号農林水産省畜産局長通達）の規定によるものとする。

別表第1

家畜人工授精に関する講習会の講習科目及び講習時間

科		目	受講時間	備考
(一) 学科	一般科目	畜産概論	4	
		家畜の栄養	3	
		家畜の飼養管理	3	
		家畜の育種	7	
		関係法規	5	
	専門科目	生殖器解剖	5	
		繁殖生理 (神経・内分泌及び雌繁殖生理)	13	
		精子生理 (雄繁殖生理)	7	
		種付けの理論 (妊娠と分娩)	4	
		人工授精	17	
小		計	68	
(二) 実習	家畜の飼養管理		4	
	家畜の審査		7	
	生殖器解剖		4	
	発情鑑定		6	
	精液精子検査法		8	
	人工授精		45	
小		計	74	
合		計	142	

別表第2

家畜人工授精師養成講習会に係る受講の免除について

講習会の種類別の免除科目及び免除対象者一覧（家畜改良増殖法施行規則第24条の2）

科 目		受講時間	大学等で特定科目等を修めた者	他の種類の講習会の修業試験に合格している者	
(一) 学科	一般科目	畜産概論	4	○	○
		家畜の栄養	3	○	○
		家畜の飼養管理	3	○	○
		家畜の育種	7	○	○
		関係法規	5		○
	専門科目	生殖器解剖	5	○	
		繁殖生理(神経・内分泌及び雌繁殖生理)	13	○	
		精子生理(雄繁殖生理)	7	○	
		種付けの理論(妊娠と分娩)	4	○	
		人工授精	17		
小 計(受講時間)		68	22	46	
(二) 実習	家畜の飼養管理	4	○		
	家畜の審査	7	○		
	生殖器解剖	4	○		
	発情鑑定	6	○		
	精液精子検査法	8			
	人工授精	45			
小 計(受講時間)		74	53	74	
合 計(受講時間)		142	75	120	

免除科目

科 目 名		香 川 大 学	農 業 大 学 校
学 科	畜産概論	畜産学 (畜産学概論)	畜産概論 (畜産学)
	家畜の栄養	家畜栄養学 (飼料学、家畜 栄養学)	家畜飼養 (家畜飼養学・家畜生理 学)
	家畜の飼養管理	—	家畜飼養 (畜産各論)
	家畜の育種	—	家畜育種 (家畜育種学)
	生殖器解剖	— (家畜生体機構 学)	家畜生理・解剖 (家畜解剖学・家畜繁殖 学)
	繁殖生理(神経・内分 泌及び雌繁殖生理) 精子生理(雄繁殖生 理) 種付け理論(妊娠と分 娩)	— (家畜繁殖学)	家畜繁殖 (家畜繁殖学)
実 習	家畜の飼養管理	—	農場実習 (家畜飼養学実習)
	家畜の審査	—	—
	生殖器解剖	—	農場実習 (家畜解剖学実習)
	発情鑑定	—	農場実習 (一)

() は、平成 21 年 3 月 30 日改正前免除科目

※その他の大学等については、受講申込があった時点で免除規定に照らして通知する。